

<ウェブサイト公開・委員配布用>

令和5年度第2回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事要旨

日 時	令和6年2月19日（月） 10時～12時
場 所	総合庁舎22階会議室
出席者	<p>（社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員）</p> <p>阿部圭、井上寿美、香川輝子、中川千恵美、西岡剛司、松川啓子、山田祥隆、山本朗</p> <p>（事務局）</p> <p>子どもすこやか部 岩本・川東、子育て支援室 山口、子ども家庭課 増井、施設指導課 辰己、児童相談所設置準備室 高橋・和田、子ども見守り相談センター 高品、保育室 赤穂</p>
案 件	<p>1. 令和6年度新規認可施設について</p> <p>2. 令和5年度認可園の入所状況について</p> <p>3. 社会的養育等課題検討部会について</p>
議事内容	<p>（開会）</p> <p>（会長挨拶）</p> <p>【令和6年度新規認可施設について】</p> <p>○事務局</p> <p><u>資料の説明</u></p> <p>児童福祉法等の規定により、施設の認可は児童福祉に係る審議会へ報告することになっており、本市においては、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ報告する。</p> <p>「ぷちはうすキララ保育園」は平成28年度に開設した小規模保育施設だが、設置主体である医療法人尾崎医院の小児科が廃院となることから、同グループの法人である特定非営利活動法人きらりっこへ設置主体が変更となり、改めて認可することとなった。</p> <p>認可定員や開園時間等の運営に関する項目は変更なし。</p> <p>整備圏域が4となっているが、子ども子育て支援事業計画に規定する圏域であり、Dリージョンが該当する。</p>

○会長

小規模保育施設の運営主体が変更になったということを説明いただきました。

小児科医院から特定非営利活動法人へ、ということですが、小児科の廃院は東大阪市では多くはないのですか。一定数減少しているのでしょうか。出生数の減少とも関連するのか。

○事務局

尾崎医院にあっては後継者が見つからないということが理由だと聞いており、少子化が直接の影響ではないと伺っております。

○会長

小児科医の方が見つからないということが理由なんですね。

令和6年度の新規認可施設として、本件は児童福祉専門分科会で、承認させていただくところです。

【令和5年度認可園の入所状況について】

○事務局

令和5年度認可園の入所状況を説明する。

令和5年度認可園は、幼保連携型認定こども園として、しまのうちこども園、いなだこども園、たかいだこども園の3園である。

各園の令和6年1月1日時点の入所状況は配布資料に記載のとおり。

○委員

認可定員と利用定員とは同じ数字だと思うのですが、例えばいなだこども園で入所者数が利用定員から少なくなっているということは、空きがあるということですか。

○事務局

1号認定の定数が6人あるが現在入所が0となっています。

○委員

1号で申し込みをすれば、入所可能ということですか。

○事務局

3号認定を定数より多く受け入れており、おそらく2号認定で調整をしていると思うが、園の体制として1号認定の入所を受けられるかというところもあります。

○会長

いわゆる空きではなく、1号2号3号全体の数でという部分ですかね。

もともと保育園から認定こども園になったということで、開設年なので1号利用の方が減っているが、運営上問題なければ大丈夫かとも思うのですが、こういう形で進められるということですか。

○委員

※で記載している、他市からの受託児童数は含んでいないということは関係ありませんか。この表には含まれていないと解釈していますが。

○事務局

東大阪市として把握していない、他市の1号の方が入っているかもしれません。

○会長

東大阪市の1号利用の方はいないということで。

せっかく開設いただいたので、弾力化による人員の配置だとか質の部分の問題もあるかと思いますが、継続性というところで1号認定が0というところは心配ですが、広域的に見れば隣接しているエリアがあるので問題ないのかもしれないかもしれません。

可能な範囲で把握していただければと思います。

○委員

いなだこども園の2号の利用定員は98とあり、入所児童数が、3歳は32、4歳5歳は30となっているのですが、これは年齢別のクラス数の内訳はどうなっていますか。

○事務局

現在資料を持ち合わせておりませんので、調べて報告いたします。

○委員

そもそも他の園と比べて人数が多いように思います。

さらに1号を迎えるとなると35を超える数字になる。

保育園として1クラスその人数は多い。2クラスに分けたいところではないかと思うので、この園はちょっとしんどいのではないかと思います。

○会長

しまのうちこども園やたかいだこども園の入所児童数と比べて、倍近い人数がいるというところで、保育者はそれに見合った人数を配置いただいていると思うが2クラスに分けてもいいくらいの数字であると。

どういうクラスになっているかわからないので、調べていただいて報告いただけたらと思います。

○委員

現在入所を希望しているが入れない、特に年度途中の入所がほぼ不可能な状況を何とかできないのかと思っているが、東大阪市の待機児童はどれくらいいるのですか。

○事務局

令和5年4月時点であるが、待機児童数は0、ただし未入所児童が400数十人いるという状況です。令和6年度に関しては、5月か6月に発表することになります。

○委員

生後50何日目からお預かりする0歳児保育について、なかなか預かってもらえないという話を聞く。受付の時期も含めてどういう状況ですか。

○事務局

0歳児につきましては、育児休業産休育休の制度がきちっと確立されてきたことにより、入所数は1歳に比べ少ないという形になっています。

○委員

育休産休が整備されても、保育園に預けに来られている。育休が準備されてるということであれば、他の年齢の子も家で見たらいいという話になる。受け皿として必要があるのではないのか。

○事務局

一時期に比べては育休産休の制度が充実していっているので、0歳児の当初入所というのは少なくなってきたとして、徐々にその年齢、0歳児は年度途中で充足していくという状況に変化はしてきています。

だからといって0歳児がもう、全くいないというわけではない。

○委員

市なりそれぞれの園が、受け入れますよと宣伝しているかというところはどうか。

園での対応が千差万別というか、差が激しいと思うので聞かせてほしい。

○事務局

0歳児のところにつきましては、保育士不足もあり、受け入れが難しくなっている園も確かにあります。ただそういうところにはきちっと指導させていただいているのですが、やはり保育士さん自体がいらっしやらないということになると、こちらとしても、保育士確保に向けての策はいろいろさせてはいただいているんですが難しい状況です。

○委員

先日うちの園に預かってくださいというアプローチが来たらしいです。受け入れるとしたら、保育士の数を増やさないといけないかの話になり、補助の絡みがどうなるのかと、特に気になったのがお子さんの家庭環境などの情報だが、なかなか出してもらえないということがありました。

他の園でも障害児の受け入れに関して、聞いていた話と違うということもあったとも聞いている。

○会長

民間園に保育の受け入れを多く担っていただいていると思うなかで、受け入れの情報の共有が、0歳児に限らず障害児保育ということも絡んで齟齬があるという委員のご意見かと思えます。

また、市側としても未入所児童が400数十人いるということ踏まえて、子育て世帯が、東大阪で最初の子育てをスタートしていけるというあたりをどう考えるかということになるので、その辺も含めたニーズをどんなふうに考えていくかというのは、精査していかなければいけないと感じました。

○委員

0歳児預かりの情報はホームページに載っているかと思えます。保護者の方はそれを見られて園選びをされているのが現状です。

ただ0歳児入所については、育休産休の充実が進んできている傾向があるのか、4月当初は定員割れ状態で始まっています。

一方で職員の確保の問題があります。0歳児は3対1という形で非常に大切に預からないといけない学年なので、3対1という配置をするための職員確保が難しい園もあり、受け入れられないという園もあるのかと思えます。

また、こども誰でも通園制度が令和8年度から本格的にスタートすることになっている中で、こども誰でも通園制度は0歳から2歳児までを対象と考えていますが、認定こども園の1号の入所の満3歳っていうところに合わせているという流れがありますので、就労の有り無しに関わらず、すべての方が保育園に預けていけるよとなると、保育所、認定こども園の体制がちゃんと

できるのかなという不安はあります。

一時保育のように、保育ルームの中に少し一時保育があるのと違って、体制づくりへの補助も手厚くしていただかないと、ついでにやるという形にはならないと思っています。

令和6年7年で試行的に制度を始めていかれると思うのですが、もうちょっと議論をしていただいて、本格開始までに内容を充実していただけるように検討いただきたいと思います。

0歳児が減ってきている分そこが中途半端になってきているので、極端な話0歳児の預かりを受けないで、こども誰でも通園の部屋になるということもありえるかと。そういった体制を見直さないと、やらないといけないことが多くなってしまい、人の雇用も多く必要になることが問題視されるのではないかと心配しているところです。

○会長

異次元の少子化対策の一環としてのこども誰でも通園制度は耳ざわりよく聞こえますが、保育現場でどう運営していくかを東大阪市で現場の声を聴きながらフィットしていけるかということは非常に貴重な意見だと思っています。令和6年度7年度でどう整備していくかをお考えいただきながら進めていけたらと思います。

育休産休の整備に伴って、保育ニーズが皆様本当に預けたいと思っているのか。横浜ではびーのびーのという団体が助成金を取って実家機能をということで産前産後ケアとして、月数回赤ちゃんを抱えた保護者の方が、保護者同士が一定交流できて、実家のようにゆっくりでき、お食事もつけてみたいなことをされている。利用料はかかると思うのですが。

いわゆる子育て広場がそんな事業をされることもあるのか、身近な相談の場というところと従来の認定こども園、保育園との共存という取り組みになっていくのかなと思っています。

こども誰でも通園制度は、もともと石川県のマイ保育園制度というもので、小学校のように自分の住んでる居住地の保育園が決まって、そこが相談支援の拠点になっていくという仕組みでした。石川県で、精力的にやってらっし

やるモデルみたいな形で、観光とか旅館業みたいなことが活発な地域なので、保育のニーズは高いのかもしれませんが。

そういうことも含めて、国の言うことも誰でも通園制度が、0歳児の保護者のニーズがあるのか、子ども子育て支援事業計画の第3期のニーズ調査も進んでいるところかと思えますけれど、東大阪での検討も必要になると思いつつ伺いました。

【社会的養育等課題検討部会について】

部会の設置目的

令和4年度に、児童相談所を加えた新たな本市児童福祉行政のあり方にかかる基本方針を定め、これに基づいた児童相談所設置計画を策定。

令和5年度からは、「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」に基づき、とりまとめた課題についての具体的な取組内容を検討し、決定していく必要がある。

課題のうち、特に子どもの生活や未来、権利実現に係る重要な課題である本市における社会的養護のあり方をはじめとした社会的養育の方向性、一時保護所の運営等については、本市にとって未経験の業務であることを踏まえ、専門的な知見に基づく意見を得ながら慎重に検討していくべきとの考えから、「基本方針・設置計画」に基づき、児童相談所の設置に向け児童福祉行政にかかる重点課題等についての的確に準備を進めるため、本市における社会的養育のあり方を中心に専門的な知見を要する課題について審議を行うことを目的として令和5年度より設置したもの。

検討目標

令和5年度の検討目標：児童相談所を設置し、本市における社会的養育を推進していくうえでの検討課題について、一定の方向性をもった整理を行うこと。

児童相談所設置に向けての検討目標：社会的養護のもとで支援する子ども、在宅で支援する子どもを含め、すべての子どもの支援、かつ切れ目のない支援を視野に、どういう支援体制づくりをしていくかを方針化すること。

検討ポイント・留意点

社会的養護の施設で育つ子ども、里親さんの元で育つ子ども、家庭での養育が難しくその他の場所で社会として責任を持って育てている子どもの、支援のあり方をきちんと考え方を決めていくこと。

社会的養護の現状や課題を把握することで、そこでわかることを具体的に、在宅の子どもたちへフィードバックしていくこと。

社会的養護の子ども、在宅の子ども、その両方をトータルに支援していくという考え方を一貫して維持する。

検討視点の確認

社会的養護による支援が必要となる理由や背景は一人一人違い、その一人一人の事情に応じた支援が必要であること。

入所施設に任せきりではなく、入所後も児童相談所と施設とが車の両輪となって共同で支援することが必要であること。

検討の進め方

社会的養護の現状を理解するための作業を進め、その結果を踏まえながら課題の洗い出しを行う。洗い出した課題を整理し、令和5年度の検討目標である検討課題の整理を行い、令和6年度以降の具体的な検討のベースとする。

課題の洗い出し

1. 大阪府からの情報提供や研修により学ぶこととあわせて、現在の市の担当業務の中で課題検証し、経験を積むこと
2. 医療的な視点とアセスメント、トラウマケアのスキル育成
3. 施設との相互派遣研修等による相互理解のしくみづくり
4. 子どもの権利の尊重について～子どもの意見を聴き、実現するしくみづくりと人権に関する意識を育てる取り組みの必要性
5. 保護者へのアプローチ・親支援のあり方
6. 社会的養護のニーズと必要な社会資源の検討
7. 里親による養護推進の課題、里親推進と里親支援のあり方
8. 関係機関との連携や職員や関係者の意識改革など簡単には進まない課題についての検証と具体的に解決するための準備

社会的養護の課題と在宅支援の体制づくり

社会的養護に至る子ども一人一人の支援と切れ目のない在宅支援体制を合わ

せて考えていくことが市だからこそ取り組める強みである。

児童福祉法の改正に基づいて、設置が努力義務化されたこども家庭センターのあり方と児童相談所のあり方について在宅支援の現状の検証をしながら、実際にきちんと機能する仕組みや体制づくりを進めていく。

一時保護所のあり方について

運営にあたっての基本的な視点（案）：

- ・子どもの安全の確保と安心の提供
- ・子どもの個々の事情・状況に応じた子ども主体の支援
- ・できる限り地域での生活と同じ生活を保障
- ・子どもの権利の尊重のための具体的な取組みの積極的な推進
- ・子どもが癒しを得られ、育ちにつながる場所

運営に関する課題：

- ・ソフト面の重要性と背景やニーズがある子どもの的確なアセスメントのための職員育成
- ・一時保護所の定員規模と子ども一人一人の事情に応じた一時保護後の行き先の確保の課題
- ・一時保護所職員による運営の検討準備の重要性
- ・子どもの権利の尊重

以上の点について今後精査を進めていく。

基礎自治体で一時保護所を設置するメリットを生かした運営、特に学習保障のあり方で市の教育委員会や学校との連携を生かしたものにできないか検討を進める。

まとめ

社会的養護と在宅支援の両方を視野に入れた10点の検討課題

- ① 子どもの権利の尊重について～子どもの意見を聴き、尊重するしくみづくりと人権に関する意識を育てる取り組みをはじめ、子どもの権利の基本的な理解の上に立ち、その実現をめざす取り組みの追求
- ② 社会的養護による支援を必要とする子どもの状況と支援の課題の把握・整理と必要な取り組みの検討
- ③ 在宅支援の現状の点検と課題～②から見える課題や必要な取り組みを視

点として

- ④ 子どもと家庭を見る力や支援のスキルを高める職員の育成と実践～育成課題の整理と進め方
- ⑤ 社会的養護による子どもの支援を施設等と協働して進めるためのしくみづくり
- ⑥ 護者へのアプローチ・親支援のあり方
- ⑦ 里親による養護を推進するにあたっての課題、里親推進と里親支援のあり方
- ⑧ 社会的養護のニーズと必要な社会資源の検討
- ⑨ 総合的な子どもの支援体制構築に向けての課題検証と具体的な解決の準備
- ⑩ 一時保護所のあり方

○会長

社会的養育等課題検討部会の4回のまとめを説明いただいたかと思います。専門分科会の検討部会では、こうした形の課題でと整理して、それを皆さんに、この専門分科会でご承認いただく必要があり、皆さんにご説明させていただいたということになったと思います。

○委員

児童相談所の準備はスムーズにいらっていますか。

○事務局

事業の準備というところでは課題の整理をやりつつあるところで、実際に仕事として動かしていくには、まだまだこれからということのを改めて、認識をしているという状況になりますが、少しずつ進めてこれたのかなと思っています。

○委員

10年度スタートですよ。

○事務局

10年度のスタートを目指しております。

○委員

いつから職員の採用を考えていますか。

○事務局

令和5年度から年次的に採用を進めていってるところで、5年度、6年度の2年間については予定した数の採用はできる見通しになっています。

今後もうまく進むかはわかりませんが、できるだけ確保をスムーズにするために年齢要件等を緩和したりいろんな工夫をして、開設前年度までには人がそろうように何とか採用を進めることと、あわせて育成の方を並行して進めないといけないということですが、それ自体が相当に大きな課題だなと思っています。

○委員

5年度採用の方は設立準備に携わっているのか、いろいろなところに勉強に行っておられるのか。スキルアップというか教育というか児相の職員にしていく準備はどうなっていますか。

○事務局

児相の職員として専門職の人数は法令に定められており、社会福祉の専門職や心理の専門職を必ず確保しないといけないので採用をしていきます。

ただ、採用した職員が直接児童相談所に配置されるというのではなく、現在すでにいる福祉職心理職の職員もおりますので、その全体の中から配置をしていくことになると思います。

そのために今は東大阪市市役所の各相談支援の仕事を経験してもらう形で、相談援助職としての経験を積むというのが基本になります。

あわせて、これも可能な範囲で、他自治体の児童相談所への派遣研修を昨年度から始めているところです。

今後については、引き続き派遣研修をしながら、多様な形での研修がより実践的にできないかというのは、この課題の中でもご意見たくさんいただいておりますので、検討していきたいと思っています。もしかするとまた施設さんの方にもご協力お願いしますということにもなるかもしれません

○委員

ほんとうにそうして欲しい。日帰りでなく泊まりでとか。

夜間の巡回とかやってる部分まで体験してくれたらもっとよくわかると思う。

○会長

人材確保と育成というのはこういう新たな機能を設置する上で肝になる視点だということを、市としても重々認識していただいて、計画的な確保、それから研修においてもバランスを意識して検討いただいているかと思います。

社会的養護の現場に、一定の宿泊とか夜勤帯とか、そういったものも含めて、研修もしていただくという必要があるのではないかという貴重なご意見だと思います。

○委員

社会的養護が必要な子どもの発見というか、それが現状何歳ぐらいから、東大阪市ではキャッチできてるのかということがわかれば教えて欲しい。

またこども誰でも通園制度は6ヶ月から満3歳未満まで、これは何のためのツールなのか国教えてもらったら、虐待であったり社会的な要望の在宅でなかなか保育園の子育て支援とか、そういったことが出てこない、預けないという子どもの情報もキャッチしたいという思いがあるということでした。そういった制度が本格的に8年からスタートしていきますので、そここの児相が令和10年度に設立っていうことであれば、こども誰でも通園制度から2年後になりますので、早めに情報をキャッチすることができるのではないかと思います。

やはり国の制度と児相との連携を組織的にキャッチングしていけば、ものす

ごく早めにいわゆる社会的養護のそういった家庭のお子さんを見つけてあげて、またフォローしてあげることもできるのではないかと思います。

そういったことは考えておられますか。

○事務局

今現在社会的養護のもとで、支援を受けながら生活している子どもは、0歳からいらっしゃると思いますが、現在は大阪府が担当しておりますので、具体的にそのお話をするのは難しいのですが、0歳の段階から家庭で育てることが難しく、他の形で養育しないといけない子どもさんがいらっしゃるの、現実だと思います。

その数が東大阪市の子どもで、200何十という数が現在も施設とか里親さんのもとで生活されている数ということで聞いております。

少しでも早く発見するという事は、誰でも通園制度もそうですが、国の方も虐待の早期の防止ということで、妊娠期からのサポートが大事とかなり強く言っている中で、こども家庭センターがそういう趣旨に基づいて設立されようとしている相談支援機関なのかなと思っています。

妊娠期から切れ目のない支援をすることで、特にリスクの高い0歳期を何とか、安心して安全に子育てしていただけるような新体制づくりをなさいたいというのがこども家庭センターの一番入口の大きな役割かなと思っています。

こども家庭センターは今現在の本市で言えば子ども見守り相談センターと保健のはぐく一むとを一体化した機関ということになるのですが、そこで相談支援をするだけじゃなくて、地域にかかりつけの地域子育て相談機関というものも設けて、すべての妊娠期の方から0歳期就学前の時期をカバーする、その人の相談窓口がここってというような体制を作りなさいと言われてるので、それとその誰でも通園が両方合わさって、子育て中の家庭が孤立することがないように、ちょっとしたことからでもすぐ相談できる、支えがあるって状況を、全市的に作りなさいってことだろうと思っています。

その核になって、何かあれば、具体的な支援という形で対応するための機関が、こども家庭センターになっていくのかなというところで、今本市でも準備をしているところです。

その部分は、児童相談所ができてからではなく、今現在の機能をできるこ

とから、動かしていくことも含めて、できるだけ早く趣旨目的に合う活動ができるようにということで検討しておりますので、その中で通園制度であったり地域子育て相談機関であったり、なかなか難しいことなのですが全市のネットワークをどう作っていくかに関しては、今から検討したり、ご協力お願いしたりっていうことを進めていくべきかと考えておりますので、まだ具体的な絵ができてないんですけれど、ご報告できるような時期がきましたら、相談させてもらいたいと思っています。

○委員

3歳半検診とか1歳検診みたいに行きなさいというのと同じようには、そういった家庭の方って出ていくことがないので、そういう子どもたちの強い制度を作っても来ないことが多いと思います。

ちゃんとやるならば、片手間的なものではなく、しっかりとした体制と人員確保。そういう運営ができるような組織づくりはやはり国が考えているところで足りないところもきっとたくさんあるのではないかと思うので、市から国の方に、もっと意見を言ってもらって、うまく活用できる形にしていたかないと、制度が中途半端になるのではないかと思います。

すべての施設がしなさいということにもなっていますので、僕らとしても、人の確保も必要ですし、2時間程度とか10時間とかって言われていますが、現実的なイメージが湧かないものですから。

今のこの問題をカバーするためにも必要なんだということをおっしゃっていますが、それにしても現実的ではない、イメージがわいてこないっていうのが自分としてはあります。

ぜひ、こども家庭センターの考え、方針の部分が、今言ってるところとしっかりジョイントするようにつないで欲しいと思います。

○会長

所管する国自身も成育局は子ども子育てとか保育で、支援局の方が虐待対応で子ども家庭庁の中でも部署が違う。

私たちが報道等で目にするのは死亡案件や事故案件になってしまっていますが、

その手前に市に児童相談所ができるということは最後の砦として、しんどい子どもたちへの対応をもっと早くからしていける。そういう社会的養育ビジョンを、2017年に出してすべての子どもからスタートして、リスクある子どもたちにどう対応するかという流れは作ってはいるのですが、子ども部門というと、母子保健から始まり子育て支援保育、それから社会的養育、家児相も含めた要対協ってというようないくつかの部署があり、それを横串にどうさしていくのかという課題はずっと言われていて、ここは児童福祉専門分科会ですから、児童福祉に繋がる保育、子育て支援は掌握しやすいのですが、その前後の母子保健や教育委員会、実際子どもの虐待で死亡は0歳児が多いんですが、虐待件数で見ると学齢期の子どもも多いので、様々な市の社会資源などを点検しながら、新たな制度が、東大阪にどうフィットしていくのかということはずっと検討部会でも検討し、社会的養護の現場での取り組みの現状と、発達課題を持った子どもや、その連鎖の基となる貧困をどう考えていくか。やっぱりなかなか手を挙げてしんどいですと言ってくださらないので、すべての子どもたちが通っていく健診が未受診であることや、そこで気がかりだと思うことを集約していく仕組みづくりをどうできるか、市長自身が子どもファーストとおっしゃってくださっているので、どう機能していくようにしていくか、児童相談所設置というところでいろいろな課題を洗い出してください、また、社会福祉審議会や子ども子育て会議等でも確認いただいて、賛同の輪を広げていながら、新たな制度をどう取り込んで、それがうまく生きるためには何が必要か施策的なところに落とし込んでいかないといけないなと思いながら伺いました。

○委員

資料の文言のことで、里親による養護を推進するにあたっての課題、里親推進というのが、少しわかりにくいのではないかと思います。里親委託推進なのか、里親養育推進なのか、何か間に入れないと里親を推進するってどういうことなのかという違和感を持たれる方もいらっしゃると思ったので、何をここで里親推進と言いたかったのかというところが、もう少し明確に出さ

れる方がいいのではないかと思います。

今、精神的にちょっと大変だなとか、障害があつて、養育も大変な時つて、入所要件点数が高くなって保育所に入れていることもあると思います。

だから、ちゃんとそこにアクセスすることができれば、支援につながる制度はそれなりに整えられてきていても、やはり実態は変わっていないということは、その制度に乗ってこない人たちがいて、その人たちをどうピックアップしていくのかということだと思っています。

そういう制度に乗ってこない人たちをどうすくい上げるのかというところとこども誰でも通園制度は繋がらず、ちゃんと制度に乗れる人たちの中で預ける人たちが増えて、現場は人が足りないようになり、どうしていくんだということになってしまいかねない。あとこども誰でも通園制度を利用して預ける人達だけのクラスをつくれるのであれば、何とかなるのかもしれませんが、普段のクラスに入れますという発想は、保育は子どもを預かるだけと知っている人が作った制度なんではないかと思っています。先生方がこの子ども集団を1年かけてどう作るのか、年間計画でずっとやっておられる、その中に突然ぽんと何時間だけ利用したいんですということになるのは、きちつと現場がわかって作られていく制度なのかということですのでごく不安があります。

現場の先生方からそういうご意見をお聞きできましたので、ぜひ東大阪はそうしないというところで、制度を本当にこの虐待リスクの非常に高いご家庭の人たちが、少しでもそうならないためというふうにつないでいていただきたいと思って聞いておりました。

もう一つは、東大阪は母子生活支援施設がないのですごく厳しいと思うこともあるんですが、ハイリスクな妊婦さんが安心して出産できる場所つていうのを作っていかないと、0歳児の虐待というのは簡単にはなくならないと思いますの。妊婦さんが、まずは安心して、ここに繋がったら出産できましたよつていうことも合わせて今後この中で考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

○委員

資料について少し補足をさせていただきたいのですが。

子どもの権利の尊重について、子どもが性被害を含めた権利侵害にあわないようにというところがあるのですが、ここの意識というのは若年妊娠に伴う出産のリスクであったり、ケアの大切さということだったんです。

もちろん、どうしても女性とか子どもさんの視点が中心にあるんですけど、そもそもそういう状況にあるってことは男性にも当然義務と責任があるわけで、そういう意味では子どもであったり、親しい他者が性被害を含めた権利侵害にあわないように自他の権利や健康について自分を守ることも大事なんですが、ちゃんと相手も尊重できるという意味を込めてそういう意識でちょっとコメントさせていただいたところがありました。

もう1点は、保護者へのアプローチ、親支援というのは、離婚後の面会交流の課題ってこれまでずっとあったんですけど、改めて離婚後の共同親権を可能にする法律っていう問題が出てきてますので、もちろんDVとか虐待に関しては、慎重に取り扱うことになってはいるんですけど、その辺りの制度もちょっと、不安定な状況なので、離婚後の家族の状況について、子どもさんもそうだし、親御さんにもそういう与える影響というものを知った上で、子どもにまず害を出さないという意識で関わって欲しいなということで少し入れました。

○会長

里親推進についての文言は、例えば家庭養育の推進と里親支援のあり方という書き方であったら、そういう里親の定着を促すというニュアンスが伝わるでしょうか。

○委員

家庭養育の推進という言葉であれば、意図がうまく伝わっていくのではないかと思います。

○会長

里親推進というのは、これからその仕組み自身もどう定着していくかという

ことは検討部会でも、すごく議論はいただいたことかと思いますが、その目的がこのタイトルではわかりにくいということで、ご指摘いただいたかと思っています。

本当に多様な子ども家庭をめぐる妊娠期からの支援のあり方と、そして早期発見というところで、すべての皆さんの気がかりをアセスメントする視点を対応するそれぞれの部署で求められており、資質の向上ということが本当に今必要とされている点だと思いますが、子どもとその離婚についてもその保護者のケア、保護者の状況も理解していくことも必要かと改めて思うところでは。

そうしましたら、今年の課題を整理したと言うことを共通認識いただいて、子ども誰でも通園制度がどこまでを求めるのかというところと、東大阪だからこそそういう制度をこんな形で展開していったらというところを考えていかなければいけないところかと思っています。ただ、多くの皆さんがそんなとこにこういうことがあるっていうことを知らないまま、子どもと対峙して、もうしんどくなって最後という死亡事案なんかを見ますと、ほとんどが専門機関と関わっていないということが、検証報告からも明らかですので、その若年、とか、特定妊婦と言われることになればまだケアも届くんですが、転居されるであるとか、飛び込み出産も含めて、多くの課題があるのかなというふうに思います。そうすると、性教育も含めた、学校との連携ということも、とても重要でありますし、こんな場所があるんだよっていうことをどう伝えていくかということも大事だと思います。それぞれの立場の皆さんから、その意見をいただいて、より実態的な課題認識とその解決ということを、令和6年に向けて推進していきたいと思っています。

そうしましたらこの3点目の社会的養育等課題検討部会についてのご報告も、こちらで、皆さんにご報告をして、ご承認いただいたということで。

ご意見いただいた点で、修正できるものは、修正いただくかもしれませんが、こういう形で進めていったということを確認いただければと思います。

事務局の方にお返しします。

(閉会)

